

令和7年度第1回大田区障がい施策推進会議 議事録（要旨）

日 時：令和7年7月11日（金）13時30分から15時30分まで

会 場：消費者生活センター 大集会室

開催方法：会場参集・Web・書面

出席者：阿出川委員、石渡委員、大島委員、神作委員、川崎委員、閑製委員、小堀委員、近藤委員、坂元委員、名川委員、新倉委員、橋本委員、濱委員、福田委員、宮田委員（五十音順）

1 開会

- （1）福祉部長挨拶
- （2）委員の委嘱について
- （3）委員紹介
- （4）会長・副会長選出

⇒会長に石渡委員、副会長に小堀委員が選出。

2 議題

- （1）おおた障がい施策推進プランについて

資料3 おおた障がい施策推進プラン【概要版】について、事務局から説明

濱委員：

障がい者の高齢化等により、介護保険優先の原則に基づき、介護保険サービスを利用する障がいがある方が増えている。しかしながら、結局介護保険サービスだけでは十分ではなく障害福祉サービスも併用して生活している方がいる一方で、進行性難病による介護保険2号被保険者で、障害福祉サービスの利用は認められずに暮らしている方もいる。

その格差は大きくなっていると感じるが、障がい分野と介護保険分野での相互理解が進まず、利用者のために悩むことが多い。ここにおいては、多機関連携や重層的支援体制の構築の取り組みが言われているが、これは、障がい施策推進プランの「主な取組」で、どこに該当するかを教えてください。

障害福祉課長：

高齢者の施策と障がい者の施策がどのように絡んでいくかという詳しい記載はないが、関連する内容として、施策目標1-1「障害福祉サービス等の充実」に具体的な障害福祉サービスについて、施策目標2-1「相談支援体制の充実、強化」に重層的支援体制の整備等について記載している。

宮田委員：

国の施策と同様に、区の施策でも障がい者の地域移行は進められていると認識して

いる。特に重症心身障がい児・者の場合は、福祉だけではなく教育と医療が密接につながっており、どこが欠けても地域の中で安心安全に暮らすことができない。

また、重症心身障がい児・者の場合、移行期医療の問題がある。大学病院等で小児科からずっとお世話になっているという方が多く、小児科の場合は難病等も含め総合的に見ていただくことができるが、30代になって小児科を卒業する際には、専門分野に分かれることになる。重症心身障がい児・者は定期的に通院が必要であり、体が大きくなると車いすに乗せて通院するのが大変になるため、訪問診療を勧められる。自宅にいながら先生が来てくださることは本当にいいシステムだと喜んでいるが、体調が急変した場合でも、元の病院に受け入れていただけないことが多々ある。訪問診療において、重症化した際の医療体制が十分に構築されていない点に不安を抱く人は多い。

障がい者本人と親の高齢化もあり、この先の生活がとても不安だという声が聞こえてきている。情報を共有していただいて、横のつながりを考えていただきたい。

障害福祉課長：

小児科の移行期医療のことは、各自治体でも問題になっている。本プランの中にも保険・医療支援体制の充実についての項目はあるが、在宅医療と大きな病院の医療との橋渡しはまだ十分ではなく課題として認識している。

小堀副会長：

このことは医師会でも話題になっている。障がい児・者の分野は専門的になるため、内科の先生に橋渡しをしても難しいということはある。在宅医療の先生も障がい児・者に詳しいわけではないため、入院して欲しいということになることもある。

区には、医療的ケア児・者に関する会議があり、そちらにも医師会の先生が参加して、対応を検討していることを共有させていただく。

石渡会長：

地域によっては小児科を卒業された後に、重症心身障がいの方に特化したドクターが地域にいて対応してくれるところもあり、そのようなドクターの育成について、区として取り組んでいただけたらと感じる。

また、医療的ケア児支援法で成人になってからの対応について法改正が検討されるという話も聞いている。

小堀副会長：

医療だけでなく看護の分野でも、訪問看護で医療的ケア児を看られるところはないと思う。投薬も日に何回も必要となるので、医療費も是正してもらいつつ、訪問看護でも対応できるようなシステムがあるとよいと思っている。

新倉委員：

日本国内の様々なところへ被災地支援ボランティアに行っているが、皆さんは自分

の命を守ることで精一杯で、障がいをお持ちの方々は災害時に気にかけてもらえないという話を聞いたり、目にしたりした。

一般の区民の方たちと障がいを持つ方たちとの接点がない、障がいを持った人に対しての知識がほとんどないことが要因だと思っている。本プランには、色々な防災対策の体制整備が記載されているが、一般の区民に対して、本プランや障がいがある方の大変さについて、どのように周知していくかお聞きしたい。

福祉支援調整担当課長：

障がいのある方は、防災施策の中では要配慮者、要支援者と位置付けられている。区では、要支援者の方の個別避難計画や避難所の支援をどうしていくかなどについて検討を重ねている。避難行動要支援者対策連絡会があり、様々な分野の方に参加いただき、地域の方々も含めてご意見をいただきながら周知も一緒に図っている。

また、区内の様々な地域で防災訓練を行っている。例えば今年度の総合防災訓練では、皆様の協力をいただきながら、要配慮者の方々も一緒に参加していただく形式での実施を検討しており、このような活動を通じて、周知や理解啓発を行っていきたいと考えている。

橋本委員：

医療的ケアの必要な方が入院する際、基本的には成人になると1人で入院し、付き添いはつかないこととなる。知的障がいを併せ持っているため、点滴などを抜いてしまうということで拘束する話が出たが、親としてどうしてもサインできなかった方がいた。個室であれば付き添い可能な病院を探したが、個室料が高額であったためこれ以上の入院は無理だということになり、私の会にも情報提供を求められたが情報はなく、お金を出して個室に入るしかなかった。

医療的ケアが必要な成人のお子さんの入院については難しさがあると実感したので、情報共有させていただいた。

大島委員：

今回のおおた障がい施策推進プランの対象となる障がい者は、推進プランの概要の最後にある「大田区の障がい者の状況」に記載のある方が基本という理解でよいか。

障害福祉課長：

最後のページに記載のグラフは、何らかの手帳、認定を受けている方の数字で、計画は例えば発達障がいの方など手帳をお持ちでない方も一部含んでいる内容になっている。

大島委員：

弁護士の仕事の中で、自身が障がい者なのかを認識しておらず、自分がどう動いたらいいのかを分かっていない人たちがたくさんいる。

孤立を生まない、多様性を認める地域づくりの視点でこのプランはつくられている

と思っているが、把握できていない障がい者の方を把握する施策などは、本プランに含まれるか。

障害福祉課長：

重層的支援体制整備事業では、手帳の有無だけではなく、例えば、高齢の両親と色々なことができない方等、ぼんやりと様々な問題を抱えていそうな方々のことも取り上げて、今後の支援の検討を行っている。その過程で手帳を取得していただく場合もあるが、実数を必ず取るというところまでは至っていない。

大島委員：

啓発活動が大事であると思っている。精神疾患を抱える方の事件が取り上げられると、精神疾患を抱える方々への偏見のようなものが助長されることがあると思われる。

精神疾患に限らず区として啓発活動のようなものを行っていくことで、差別を減らしつつ、障がいを抱えている方が区へアクセスできることを目指していただきたい。

障害福祉課長：

周知啓発、障がいの理解等は全てのサービスの根本になっているところであり、先ほどの防災や発災時の話もだが、障がいについて地域の方が知っていただくことで、受け入れの仕方は変わってくると考えている。

そのため、今回のプランだけでなく、今後のプランにもつなげていく対応と考えている。

（２）おおた障がい施策推進プランの進捗状況について（令和６年度実績）

資料４ おおた障がい施策推進プラン進捗状況報告書（令和６年度実績）について、事務局から説明

濱委員：

「３－２の権利を守るまちの実現」の成年後見制度の進捗について、私も精神障がいのある利用者の後見人へのつながりを昨年の秋から始めたが、全く進んでいない。

本人の納得のいく意思決定支援が大事であるために時間がかかることは理解するが、本人の意思決定支援に伴走する形でないと進まないことが続いており、成年後見制度につなぐための課題や対応について、区には考えていただきたい。

近藤委員：

ご本人の意思確認をする中で、それぞれケースや抱える内容も異なり、関係者も多くなるため、実態として１件１件に時間がかかってしまっている。

法改正等も検討されており、専門職の制度も色々な課題が出てきている。本プランにもある成年後見制度等利用促進協議会の地域連携ネットワーク強化部会や、金銭管理勉強会では、法改正を踏まえて事前に連携して行っている。

福祉支援調整担当課長：

社会福祉協議会と区が中核機関として、権利擁護あるいは成年後見をどう進めるかも含めて協議会等でこれからも検討を進めていく。

後見人選任にも戸籍の調査等の様々な調査がどうしても必要であり、時間がかかる。国の方でもいかにスピーディーにやるか、あるいは部分的な成年後見制度の改正についても議論されていると認識しており、区としても中核機関としても動向を踏まえながら引き続き検討を進めていきたい。

名川委員：

伴走的に進めなければならない方は今後増えていくと思っている。そのような中で、例えば意思決定サポーターのような方の養成など、必ずしも成年後見制度だけによらない支援のあり方も検討されている。今後、専門職と非専門職が現存するリソースを共有しながら行っていく必要があり、例えば重層的支援体制整備事業の中に位置づけることによって、地域の課題として展開するところもある。

（３）大田区障がい者実態調査について

資料５ 令和７（２０２５）年度 大田区障がい者実態調査の実施について、事務局から説明

小堀副会長：

１８歳未満の対象の２，０００件について、精神障害者福祉手帳を持つ１８歳未満の方はほとんどいない気がする。医療費の補助も他の制度を利用できるため、医療費はかかっていないと思う。２，０００件の見込みを区は持っているのか。

障害福祉課長：

１８歳以上も１８歳未満も精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、自立支援医療の受給者証を持つ方も対象としたいと思っている。

石渡会長：

身体障がいや知的障がいの方も１８歳未満の対象であり、２，０００名くらいのサンプルが必要かと思う。

閑製委員：

現在、愛の手帳には該当しない知的障がいや情緒障がいの方が、障害福祉サービスを受ける目的で、将来を考えて若い時から精神の手帳を取る方が増えていると感じる。

福田委員：

我々の学校は都立だが、都立と区立で何か違いが生じてくるのか。

障害福祉課長：

通っている学校が都立や区立などは関係なく、広く施策が届くようにすることが本プランの目的である。障がいをお持ちのお子さんそれぞれが本当に必要なサービスは何かという視点で考えていきたいと思っている。

福田委員：

P T Aの会合では、我々の子どもたちが受ける特別支援って何なのだろうということがいつも出てくる。

日本の福祉施策というのはとても立派にできていて、本プランにも色々な施策がある。しかしながら、その利用の仕方が分からず、例えばP T Aの研修で年金の講習会等を行うと多くの人に参加して「初めて聞いた」という話になる。

特別支援学校に通っていることに対して、障がいを持つ子どもたちの制度の利用の仕方や、またその広報などを支援するようなプランであってほしいと思っている。

アンケート項目の中でも学校教育については1問くらいしかないので、もしかしたら都立であるために質問ができないのかと思い質問した。

障害福祉課長：

今までの障がい施策プランには、子どもの内容が少ないというご意見もいただいております、福田委員の意見も参考にしながら、教育の所管部署と相談しながら実態調査の内容を検討していきたい。

福田委員：

色々な施策については本来自分で調べるべきであるが、特別支援学校に通う子どもは特に手がかかりやすく、保護者も仕事との両立により時間がない状況である。そのため、電話や直接区役所へ行く余裕がなく、さらに大田区のホームページにおいても必要な施策にたどり着くことが難しい状態である。

特別支援学校ではそのような対応をしていただけるという期待があったが、期待通りにならなかったと言う親御さんが私の周辺では特に多いと感じている。

障害福祉課長：

特別支援教育については、他部署等と連携しながら今回のプランの中にもコラムとして記載している。進路の相談等で学校に直接伺う機会は多々あるが、密に情報をやりとりすることは確かに少ないと思っており、貴重なご意見として参考にさせていただきたい。

閑製委員：

去年、大田区特別支援教育推進計画が策定され、私も橋本委員も関わっていたが、都立の学校の先生も参加されていた。私たちの子どもは、教育だけでなくサービスを受けていく必要があるため、一体的に進めてほしい。大田区特別支援教育推進計画の進捗管理の中でその辺りも見られると考えているし、本プランにも反映して欲しい。

学務課特別支援教育担当係長：

大田区特別支援教育推進計画の中で、関係機関との連携等による切れ目のない支援について記載している。福祉部と教育の連携は、今後さらに進めていかなければならないと認識している。また、スクールソーシャルワーカーを学校に配置しており、児童・生徒が相談しやすい環境の充実や、学校との連携を深めた課題の早期発見・支援につなげる取り組みも始めている。

この計画の振り返りも毎年度行い、さらなる特別支援教育の充実や福祉部との連携につなげていきたいと考えている。

名川委員：

自立支援協議会の地域部会でも情報の周知はここ1、2年の話題になっている。その中で、学校に関連する議論がされていたかご存じの方がいれば教えていただきたい。

また、サービス事業者向け調査の8ページ問25について、事業所内で虐待が発生した際にどこへ通報・相談するかよりも、発生したときの対応の方が重要ではないか。もし問26に含まれているのであれば、そのような構成にした方がよいと思う。

障害福祉課長：

教育関連、学校関連などの側面での議論については、自立支援協議会の内容を確認し、ご報告できることがあればさせていただく。

大島委員：

調査票の「調査票をどなたが記入されますか」で、介助者や職員が記入することを想定されていると思うが、施設職員の方は利害関係があるため、施設職員が書いていることは明記させた方がよいと思う。

障害福祉課長：

参考にさせていただき、調整する。

大島委員：

障がい者の分野は行政が積極的に関与しないと難しいため、区職員の方々の仕事で助かっている方が多くいることをいつも念頭に置いて、仕事に励んでいただきたい。

(4) その他

事務局から今後のスケジュール等を説明

3 閉会

以上